

法改正トピックス

第7回/全8回

多様な法改正への対応は、社労士試験合格の重要なカギとなります。要点を押さえた解説の後は演習問題を解いて、法改正対策を進めていきましょう。

社会保険労務士
北村 庄吾

(ブレイン社会保険労務士法人 代表社員)



社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。掲載順は科目講座の進行とは関係なく、すでに確定している重要改正から紹介していきます。

1	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の創設	労働安全衛生法	★★
		令和6年4月1日施行	

改正の概要

化学物質に係るリスクアセスメントの実施に関することなどを管理させるため「化学物質管理者」の規定が創設されました。また、保護具に係る業務を担当させるため「保護具着用管理責任者」の規定も創設されました。

内容

(1) 化学物質管理者の選任の義務化

<化学物質管理者が管理する事項等（安衛則12条の5）>

新（新 設）

- 1 事業者は、安衛法57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない安衛令18条各号に掲げる物及び同法57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、同法57条1項の規定による表示（表示する事項及び標章に関することに限る。）、同条2項の規定による文書の交付及び同法57条の2第1項の規定による通知（通知する事項に関することに限る。）（以下この条において「表示等」という。）並びに7号に掲げる事項（表示等に係